

一般社団法人日本有病者歯科医療学会 認定歯科衛生士 単位制度要綱

第 1 条 規則第 7 章に基づく更新の申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 5 年間で 40 単位とする。但し、更新時点で、1 年以上、当学会認定研修歯科診療施設に従事している場合は、30 単位とする、
2. 本要綱の他関連学会とは、日本歯科衛生学会、日本口腔外科学会、日本歯科麻酔学会、日本歯周病学会、日本障害者歯科学会、その他関連があると認定委員会で認められた学会等

第 2 条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会雑誌論文掲載「有病者歯科医療」
 - (1) 筆 頭 40 単位
 - (2) 共著者 20 単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆 頭 10 単位
 - (2) 共著者 5 単位

なお、関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、認定委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第 3 条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
 - (1) 筆 頭 20 単位
 - (2) 共著者 10 単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ① 筆 頭 5 単位
 - ② 共著者 3 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ① 筆 頭 3 単位
 - ② 共著者 1 単位

第 4 条 学術大会出席

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 20 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 10 単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3 単位

第 5 条 研修会

研修会については下記の単位とする。

1. 日本有病者歯科医療学会主催の学術教育研修会・学術教育セミナー 等
 - (1) 1 日開催 20 単位
 - (2) 半日開催 10 単位
2. 他関連学会
 - (1) 1 日開催 5 単位
 - (2) 半日開催 3 単位

- 付則 1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。
2. 1 日開催との基準は 10:00～16:00 までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。
3. 連続して 2 日間に渡り開催された場合には、時間を問わず 2 日開催とする。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 14 日に一部改正した。